

宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が策定する感染症予防対策について県が認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、宿泊業（宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいい、同一グループでない利用者の一つの客室を提供するものを除く。）に属する事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く。）を受けた者、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届け出をした者（家主又は他グループと共用する台所が設置されている施設を除く。）をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項又は第45条第2項に基づき、県による休業の協力等の要請の対象とされているもの
- (3) 前二号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マークの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることを行う。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に報告するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前までに、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に認証の更新を申請するものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(調査等)

第10条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合におい

ては、認証事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第16条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証マークの利用及び「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証マークの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第17条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証（更新を含む。）の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 山梨県の区域内において法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

第5章 雑則

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発

生じたことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月2日から施行する。